

公共工事の施工時期の平準化に 向けた取組について

令和元年12月10日

国土交通省

中小企業者の受注の機会の増大の目標

【中小企業・小規模事業者向け契約目標】

	中小企業向け	比率	H30実績比率
令和元年度目標	16,146億円	61.2%	61.1%
(参考:国等全体)	43,369億円	55.1%	51.2%

【新規中小企業者向け契約目標】

前年度までの実績を上回るよう努め、平成27年度以降の新規中小企業者の契約実績を踏まえ、概ね倍増の1.7%を目指す。

中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置

○ 中小企業者が官公需を受注しやすい環境整備に向け、下記の取組を実施。

競争参加機会の増大

- ・ 競争参加資格を下位の等級にも拡大
- ・ 適切な地域要件の設定

適正な価格による発注

- ・ 最新の実勢や需給状況等を踏まえた人件費や原材料費等の積算

発注時期等の平準化

- ・ 国庫債務負担行為を活用した早期発注
- ・ 発注見通しの公表による受注準備期間の確保

「働き方改革」に留意した取組等の共有

- ・ 平準化に必要な取組等を地方公共団体へ共有

これまでの経緯

- H26.6 品確法に発注者の責務として「計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。」が規定
- H27.1 品確法第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」において、発注者に対し、施工時期の平準化を実施することを努力義務として規定
- H28.3 「i-Construction～建設現場の生産性革命～」において、**トップランナー施策のひとつとして、「施工時期の平準化」を設定**
- R1.6 **改正品確法**に発注者の責務として、「公共工事等の実施の時期の平準化」が**規定**

国交省の取組

①国土交通省直轄工事において、**国庫債務負担行為や繰越明許費を活用した**

- **適正な工期設定**
- **適切な設計変更**

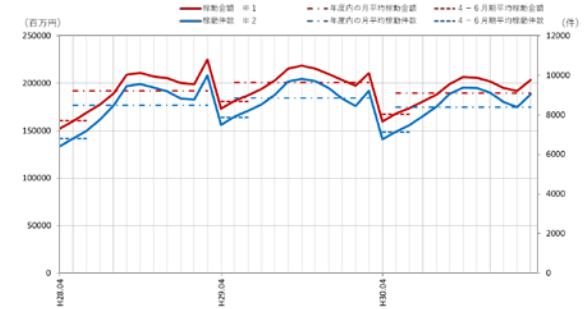
等を徹底

②国庫債務負担行為の積極的活用

※2ヶ年国債+当初予算におけるゼロ国債

H27年度 約200億円 → R1年度 約3,200億円

③地域発注者協議会等を通じて
地方公共団体等へノウハウを共有



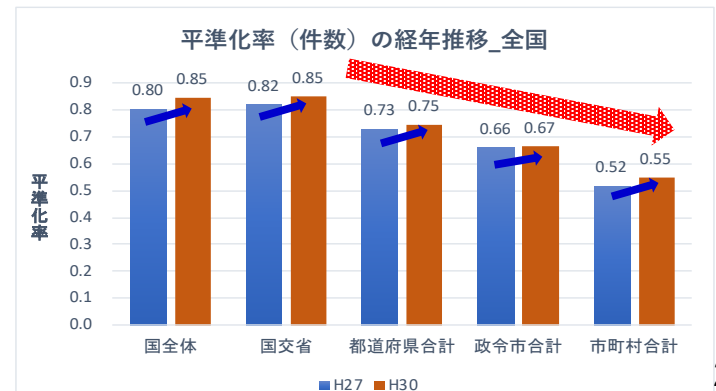
国土交通省直轄工事 稼働件数の推移(全国)

実績

➤ 平成30年度の平準化率※は、**国:0.85、都道府県:0.75、政令市:0.67、市町村:0.55**である。

$$\text{※平準化率} = \frac{\text{4-6月期の平均稼働件数}}{\text{年度の平均稼働件数}}$$

➤ 施工時期の平準化の取組が浸透しつつあるものの、**市町村では未だ低い水準**となっている。



※ 平準化率は、「一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンス・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)

- ・品確法において、公共工事の施工時期の平準化が「発注者の責務」として明確に規定
- ・入契法において、公共工事の発注者に施工時期の平準化のための方策を講ずることを「努力義務化」

施工時期の平準化の取組が浸透しつつあるが、実施体制やノウハウ不足等を理由に、特に市町村ではいまだに低い水準
更なる平準化の推進が必要

[※平準化率は、国:0.85、都道府県:0.75、市町村:0.55(H30年度)]

まずは一定規模の工事契約件数のある都道府県、人口10万人以上の市に対し、重点的に
平準化の取組の実施を働きかけるとともに、全ての地方公共団体に対し発注者の責務として
平準化の取組を進めるよう支援

取組事例等の周知徹底

- 施工時期の平準化の意義について、地方公共団体に対し様々な機会を捉え周知徹底
(総務省との連名による取組要請の通知のほか、中小企業者調達推進協議会(7/19)、改正法説明会(14カ所)、地域発注者協議会(10ブロック)、
地方ブロック土木部長等会議(8ブロック)、都道府県技術管理等主管課長会議、監理課長等会議(8ブロック)等を実施)
- 地方公共団体による優良事例を周知し、先進的な取組を水平展開(「さしすせそ事例集」の更なる充実・普及)

平準化の進捗・取組状況の見える化

- 地方公共団体における平準化の進捗・取組状況を見える化して継続的にフォローアップ
 - ・地域発注者協議会等で、平準化率を活用して各地方公共団体の進捗状況を見える化し、他の団体と比較できるよう公表
 - ・入契法に基づく入契調査で、各地方公共団体における取組状況をきめ細かく把握し、結果を公表
 - ・平準化の取組が進んでいない都道府県、人口10万人以上の市に対し、さらに詳細な調査、ヒアリングの実施

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

参考資料

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

○発注者の責務

- 適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- 施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- 適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務

- 適正な請負代金・工期での下請契約締結

働き方改革の推進

○工期の適正化

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- 公共工事の発注者が、施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- 社会保険の加入を許可要件化
- 下請代金のうち、労務費相当については現金払い

○発注者・受注者の責務

- 情報通信技術の活用等による生産性向上

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- 監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- 主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

○発注者の責務

- 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- 災害協定の締結、発注者間の連携
- 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- 経営管理責任者に関する規制を合理化
- 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

○調査・設計の品質確保

- 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法>

※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法